

公益社団法人 玉川法人会 広報誌

# tamagawa 公論

2020.9 Vol.55

たまでんBOARD 第301号 合併号



梅雨明けの砧公園にて

特 集

第10回通常総会

税制改正に関するアンケート結果





未来を、創る。夢そして人。

私たち「アベコー」は、建築資材商品を取り扱う専門会社です。

株式会社 **アベコー**

本社 〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋2-11-20 サンタワーズD棟9階 Tel. 03 (5431)7111 (代)

公益社団法人 玉川法人会 広報誌  
tamagawa 公論 vol.55  
たまでんBOARD 第301号  
合併号

tamagawa公論「55号」

着任のご挨拶 .....	玉川税務署長 宮部 国輝 .....	2
玉川税務署幹部プロフィール .....		3
第10回通常総会 .....		4
「令和3年度税制改正に関するアンケート」の結果について .....		5

たまでんBOARD「301号」

9月・10月・11月行事予定 .....		10
会費納付ご請求のお知らせ .....		10
活動報告（理事会・支部・部会・同好会） .....		11
新入会員紹介 .....		15
玉川税務署からのお知らせ .....		16
世田谷都税事務所からのお知らせ .....		18

表紙写真：広報委員会

## 宮部新署長 着任のご挨拶



玉川税務署  
署長  
宮部 国輝

この度の人事異動により、東京国税局査察部資料情報課長から転任してまいりました宮部でございます。前任の幸同様、変わらぬご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。

阿部会長をはじめ公益社団法人玉川法人会の役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対する深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この機会をお借りしまして、私の簡単な自己紹介をさせていただきます。

私は、岐阜県高山市出身で、現在は神奈川県横浜市に住んでおります。

昭和 58 年に名古屋国税局に採用され、名古屋国税局及び同局管内の税務署に勤務したのち、平成 7 年に東京国税局査察部に異動、主に査察調査に係る情報事務に従事してまいりました。渋谷税務署での勤務以来、2 年ぶりの税務の第一線での仕事になりますので、皆様方におかれましては、ご指導のほどどうかよろしくお願い申し上げます。

さて、玉川法人会は、昭和 25 年の創立以来、長きにわたり正しい税知識の普及と納税意識の高揚、地域企業の健全な発展に資する事業などを催され、地域社会への貢献活動にも積極的に取り組んでこられました。

e - T a x の利用拡大に向けた周知活動や租税

教育の一環としての税に関する絵はがきコンクールの実施、税務研修会の開催、地域に密着したイベントにおける税の啓蒙活動など、多岐にわたるご支援、ご協力をいただいております。このような活動は、我々税務行政の円滑な運営に欠くことのできない大きな役割を果たすものとして、改めて深く感謝申し上げますとともに、大きな敬意を表するところでございます。

法人税をはじめ国税の多くは、自らが申告を行い、税額を確定させ、納付するという申告納税制度を採用していることから、納税者の皆様が高い納税意識を持ち、法律に定める納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。我々税務当局は、租税の意義と役割・仕組み等に係る広報活動、租税教育、法令解釈等の明確化、税務相談など様々な取組みを行っておりますが、玉川法人会の皆様のご協力によって、税に関する情報等が直接納税者の皆様に伝わるのが非常に重要であると認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症につきまして、未だ終息の目処が立たず、世界的にもヒト・モノの動きが制限されるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況にあって、私どもといたしましては申告期限・納付期限の延長や納税の猶予などの対応を行っているところでありますが、どうか一日も早く感染が終息し、経済活動、日常生活が正常化に向かうことを願うばかりでございます。

結びに当たり、公益社団法人玉川法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



## 令和2年度 玉川税務署幹部プロフィール



役職 署長  
 氏名 みやべくにてる 宮部 国輝  
 干支 辰  
 血液型 A型  
 出身地 岐阜県  
 趣味 スロージョギング、小旅行  
 モットー 七転八起



役職 副署長(管理運営・徴収・法人課税担当)  
 氏名 ささきゆうじ 佐々木 裕司  
 干支 申  
 血液型 AB型  
 出身地 北海道  
 趣味 ゴルフ・ドライブ  
 モットー 明るく楽しく



役職 副署長(総務・個人課税・資産課税担当)  
 氏名 ながおやすし 長尾 欣  
 干支 酉  
 血液型 O型  
 出身地 福井県  
 趣味 読書、旅行(ドライブ)  
 モットー 明るく元気に前向きに



役職 総務課長  
 氏名 ふじおかくみこ 藤岡 久美子  
 干支 酉  
 血液型 B型  
 出身地 静岡県  
 趣味 犬の散歩  
 モットー 健康第一



役職 法人課税第1部門 統括官  
 氏名 さんぺいくによ 三平 国誉  
 干支 申  
 血液型 O型  
 出身地 千葉県  
 趣味 サイクリング  
 モットー 何事もチャレンジ



役職 法人課税第1部門 上席調査官  
 氏名 すずきてつあき 鈴木 哲明  
 干支 戌  
 血液型 O型  
 出身地 秋田県  
 趣味 スノーボード  
 モットー なんとかなるさ

### 新型コロナウイルス感染症に関する申告や納税のご案内

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を取りまとめた「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を公表し、法人の取扱いについても、案内しているところです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえると、これから申告期限を迎える法人の中には、期限までに申告等が困難な方々も多いものと考えられます。

そこで、このFAQでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々の為に、個別の申告期限延長の手続等について取りまとめましたので、下記の国税庁ホームページに掲載されている資料を参考にしてください。

国税庁ホームページ→『税の情報・手続・用紙』→『税について調べる』→『新型コロナウイルス感染症に関する対応等について』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

# 公益社団法人 玉川法人会 第10回通常総会開催

日 時 6月8日(月) 10:00~11:00  
場 所 玉川町会会館  
参加者 732社 (うち委任状による出席社710社)  
出席理事数 18名 出席監事数 1名

公益社団法人玉川法人会の第10回通常総会(定時社員総会)が、去る6月8日(月)午前10時より、玉川町会会館において開催されました。総会は上田常任理事により議事が進行し、松浦副会長による開会のことば、阿部会長による挨拶と続きました。規約により阿部会長が議長となった第一部では、議決権を有する法人正会員総数 1,297 社の過半数を超える 730 社(委任状 710 社含む)の信任のもと、無事に成立したとの報告がなされ、その後各号議案の審議に入り、全議案全会一致で承認されました。

今年2月頃から始まり4月の日本全国緊急事態宣言と新型コロナウイルスの引き起こしたパンデミックは未曾有の出来事で、全世界を巻き込んだ異常事態でした。玉川法人会活動もその間、各委員会、支部、部会活動もそのほとんどが中止となりました。また会員同士集まることもできず、この通常総会で数ヶ月ぶりに顔合わせとなりました。全員マスクで少人数、互いの距離も充分とった中で、約50分間で終了しました。

議題の中にあつた第二部の会員増強活動などへの感謝状贈呈式は来年の1月に予定されている当会創立70周年並びに公益法人10周年の記念事業へと繰延べされる旨、平山副会長による閉会の辞の中で報告がありました。

## 次 第

### 【第一部】

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 決議事項

第1号議案 令和元年度事業報告承認の件  
副会長 坂東 義治

第2号議案 令和元年度収支決算報告承認  
及び監査報告承認の件 副会長 平山 武司  
監 事 大鎌 博

第3号議案 新任役員選任  
会長 阿部 友太郎

6. 報告事項

第4号議案 令和2年度事業計画報告の件  
副会長 松浦 政幸

第5号議案 令和2年度収支予算報告の件  
副会長 村田 宣政

### 【第二部】

1. 表彰その他  
表彰状・感謝状受章者披露  
会員増強功労者披露  
協力団体協力企業披露  
令和元年度納税表彰式等における受賞者の披露
2. 閉会の挨拶 副会長 平山 武司



阿部会長挨拶



司会の上田青年部会長



自粛開催となった第10回通常総会

## 「令和3年度税制改正に関するアンケート」の結果について

当法人会会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度はお忙しい中、全国法人会総連合が実施する「税制改正アンケート」にご協力いただきましてありがとうございます。

おかげさまで 84 社からご回答をいただきました。うち 2 社からは税制に関するご意見も頂戴いたしました（東法連のなかでは 4 番目に多い単体会となりました）。

会員の皆様がこれほど税制にご関心をお持ちでおられることを改めて教えて頂き、私ども税制委員

員会としてその責任の重さに身の引き締まる想いでございます。

ご回答いただいた内容を集計し、全国との対比をいたしましたのでご報告させていただきます（結果は、玉川と全国との間には考えの相違はほとんどありませんでした）。

今後とも玉川法人会の活動にご支援ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和 2 年 6 月

（税制委員会 委員長 大島 光隆）

### 回答者の状況

#### 1 会員区分

役員（除税制委員）	一般会員	税制委員	合計
17 社	57 社	10 社	84 社

#### 2 主たる業種

製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス業	他
5%	29%	19%	30%	17%

#### 3 資本金

1 千万円以下	1 千万円超～ 5 千万円以下	5 千万円超～ 1 億円以下	1 億円超～ 3 億円以下	3 億円超～ 5 億円以下	5 億円超
70%	21%	2%	4%	0%	2%

#### 4 従業員数

4 人以下	5 ～ 19 人	20 ～ 99 人	100 ～ 299 人	300 人以上
52%	30%	13%	1%	2%

#### 5 前年度の申告状況

黒字申告	赤字申告	回答保留・その他
63%	26%	11%

### 問 1 法人税 / 法人実効税率

我が国の法人実効税率は 29.74%（資本金 1 億円超の企業の場合）ですが、OECD 加盟国の法人実効税率平均は約 25%、アジア主要 10 カ国の平均は約 22%となっています。アメリカでは、これまで約 41%であった法人実効税率が約 28%に引き下げられました。そして、フランス（現行 31%）でも、税率が段階的に引き下げられ、2022 年には 25%となる見込みです。今後の日

①	②	③	④	⑤
25%	<b>48%</b>	13%	10%	4%

本の実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他

全国

①	②	③	④	⑤
33%	<b>41%</b>	13%	12%	2%

## 問2 法人関係/企業版ふるさと納税

令和2年度税制改正では、企業に地方創生の取り組みへの積極的な関与を促すとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、さらに寄付しやすくなるよう税額控除割合が3割から6割に引き上げられました。あなたの会社では、

①	②	③	④
19%	<b>65%</b>	13%	2%

## 問3 事業承継/納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況に

①	②	③	④	⑤	⑥
1%	11%	14%	<b>46%</b>	18%	10%

## 問4 事業承継/事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度

玉川法人会

①	②	③	④
5%	35%	<b>48%</b>	12%

## 問5 消費税/軽減税率制度

令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されました。あなたの会社で特に負担を感じている点があれば以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 会計時の確認（テイクアウト又はイトインなど）
- ② 適用税率に関する取引先や消費者からの問い合わせ

玉川法人会

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
3%	2%	5%	4%	9%	18%	14%	<b>38%</b>	8%

本制度についてどう対応しますか。

- ① 税額控除割合が大幅に拡充されたので、寄付を検討したい
- ② 寄付を行う予定はない
- ③ わからない
- ④ その他

全国

①	②	③	④
16%	<b>63%</b>	20%	2%

ついてお聞かせください。

- ① 特例承継を提出した
- ② これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

全国

①	②	③	④	⑤	⑥
3%	17%	21%	<b>42%</b>	6%	12%

の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める

- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ④ その他

全国

①	②	③	④
10%	35%	<b>46%</b>	9%

- ③ システム変更等のコスト負担
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 適正な価格表示
- ⑥ 複雑な経理処理
- ⑦ 同時に実施されたキャッシュレス消費者還元事業への対応
- ⑧ 特に負担を感じない
- ⑨ その他



全国

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
7%	2%	14%	4%	5%	<b>29%</b>	8%	27%	4%

### 問6 消費税 / 価格転嫁

消費税率が10%に引き上げられましたが、あなたの会社の価格転嫁の状況についてお伺いします。

- ① 全額転嫁できている
- ② 大部分は転嫁できている
- ③ 一部しか転嫁できていない
- ④ 全く転嫁できていない
- ⑤ その他

玉川法人会

①	②	③	④	⑤
<b>60%</b>	24%	7%	4%	6%

全国

①	②	③	④	⑤
<b>61%</b>	25%	7%	4%	4%

### 問7 消費税 / 価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（令和3年3月末日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています）。軽減税率が導入されたことも踏まえて、価格表示について、事業者の立場からどのように

考えますか。

- ① 総額表示にすべき
- ② 外税表示にすべき
- ③ 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式をゆだねるべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

玉川法人会

①	②	③	④	⑤
<b>47%</b>	27%	14%	8%	4%

全国

①	②	③	④	⑤
<b>46%</b>	27%	21%	5%	2%

### 問8 消費税 / 適格請求書等保存方式

令和5年10月1日以降は、適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入

税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

玉川法人会

①	②	③	④
24%	<b>45%</b>	27%	4%

全国

①	②	③	④
27%	<b>42%</b>	27%	4%

### 問9 地方税 / 固定資産税①

地方の自主財源としておきなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどのように考えますか。

- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべき
- ② 現状程度の負担でよいと思う
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他

玉川法人会

①	②	③	④	⑤
4%	30%	<b>57%</b>	8%	1%

全国

①	②	③	④	⑤
3%	32%	<b>59%</b>	4%	1%

### 問10 地方税/固定資産税②

固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点は何ですか。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す

玉川法人会

①	②	③	④	⑤	⑥
17%	20%	<b>32%</b>	13%	13%	5%

### 問11 厚生年金の適用範囲の拡大

政府では、働き方の形態にかかわらず全ての世代が安心して働くことができ、老後の安心を確保するために、厚生年金の適用範囲の拡大が検討されています。現在、パート等（週労働時間 20～30 時間）について、厚生年金への加入が適用される企業規模要件は「従業員 501 人以上」ですが、令和 4 年には「従業員 100 人超」、令和 6 年には「従業員 50 人超」の企業にまで拡大される見込みです。

玉川法人会

①	②	③	④
<b>48%</b>	36%	12%	5%

法人会提言では、マイナンバー制度について、マイナンバーカードの低い普及率をどう高めるかが重要であり、政府には制度の普及・定着にむけ、プライバシー保護に全力を入れつつ、さらなる方策をとることを求めています。この度、内閣官房

### 問12 マイナンバーカードの取得状況（個人）

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、令和 2 年 9 月には、マイナンバーカードを利用した消費活性化策が講じられることとなっています。また令和 3 年 3 月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるよう

玉川法人会

①	②	③	④
<b>36%</b>	2%	33%	29%

### 問13 マイナンバーカードの取得状況（従業員）

これまで年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）を勤務先に提出していました。令和 2 年 10 月からは保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（従業員は、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを経由して取得）を勤務先に提出することが可能となります。あなたの会社における従業員のマイナ

③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す

④ 免税店を大幅に引き上げる

⑤ わからない

⑥ その他

全国

①	②	③	④	⑤	⑥
17%	17%	<b>45%</b>	9%	11%	2%

厚生年金の適用範囲が拡大されることについて、どう考えますか。

① パート等の老後の安心を確保するためにはやむを得ない

② 中小企業への影響（保険料の労使折半等）が大きいことから反対する

③ わからない

④ その他

全国

①	②	③	④
41%	<b>48%</b>	8%	3%

より各団体等の会員企業等に対してマイナンバーカード取得促進に向けたアンケート依頼（問 13 「従業員の取得状況」）がありましたので、税制アンケートと併せてご協力をお願い致します。

になります。あなたは、マイナンバーカード（写真入りのカード）を取得していますか。

① 取得している

② 現在、申請中である

③ これから申請したい

④ 申請する予定はない

全国

①	②	③	④
<b>34%</b>	2%	31%	33%

ンバーカード（写真入りのカード）の取得状況についてお聞かせください（わかる範囲で結構です）。

① 0～20%

② 20～50%

③ 50～80%

④ 80%以上

⑤ 概ね全て

⑥ 不明

玉川法人会

①	②	③	④	⑤	⑥
37%	11%	5%	3%	12%	18%

全国

①	②	③	④	⑤	⑥
52%	9%	3%	2%	8%	25%

- ・マイナポータルとは、子育てに関する行政手続きをワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする自分専用のウェブサイトのことです。
- ・本手続きにより、従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続きが簡便化されます

玉川法人会

ご意見①

増税の影響により、全ての価格が上昇し、会社の負担がより、増えました。

増税ではなく、減税、そして、政府側で税収したお金の使い道や、むだ使いの軽減が最優先かと存じます。

ご意見②

寄付と税制

新型コロナウイルスの影響は、人々に今までの生活の在り方を見直すきっかけになりそうである。

ビル・ゲイツはコロナ対策に多額の寄付をするという。外国、特にアメリカでは金持ちによる寄付が当たり前に行われているようだ。一方日本では、寄付という偽善者との陰口が気になるようで、積極的ではない。税制などもあまり優遇措置は考えられていない。比較的財産を持つと言われ

る高齢者は、特殊詐欺などに引っ掛かり反社会集団に心ならずとも寄付をしているといっても良い。

世の中には様々な困窮者がいて、我々の目に見えないところで困っていると思われる。集めた税金でそれらをカバーできれば良いのだが、なかなかそれも難しい。

ふるさと納税も形を変えた寄付のようなものだが、ついてくる景品目当てに変質し、地元の自治体の財政を圧迫しているのをみていると、志は良くてもなかなか難しいと言わざるを得ない。

税という形で「取られる」と寄付という「差し出す」行為は、結果はおなじでも、心の持ちようは180度ちがってくるのではないかな。

コロナ禍による経済財政出動が話題になっているが、民間からの寄付なども積極的に募る仕組みなどを作るとか工夫できないものだろうか。

もやもやとして結論は出せないものの、お互いに助け合うという気持ちはあるのだから寄付と税の関係、上手くできないものだろうかと考える。

法人会とは...

- よき経営者をめざすものの団体  
それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に80万社、東京都内に48の単位会、12万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

- 法人会は企業の間から  
自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。



## 9月の行事予定

8(火) 第2支部役員会	18:30	南国飯店
16(木) 正副会長会議 理事会	14:30 15:00	いであ榊1F

## 11月の行事予定

16(月) 公益事業推進委員会	16:00	法人会事務局
24(火) 正副会長会議 常任理事会 理事会	13:30 14:00 15:00	いであ榊1F

9月・10月・11月の行事予定は8月20日現在のものです  
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

## 10月の行事予定

14(水) 女性部会絵はがきコンクール審査会	14:00	玉川税務署
23(金) 公益事業推進委員会	16:00	法人会事務局

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局／東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992  
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索 

### 納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

令和2年9月分の源泉所得税の納付期限	令和2年10月12日(月)
令和2年7月決算法人の確定申告期限・納付期限	令和2年9月30日(水)
令和3年1月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	令和2年9月30日(水)
消費税の中間申告期限・納付期限	令和2年9月30日(水)
令和2年10月決算法人の第3四半期分、3年1月決算法人の半期分・第2四半期分、3年4月決算法人の第1四半期分	
令和2年10月分の源泉所得税の納付期限	令和2年11月10日(火)
令和2年8月決算法人の確定申告期限・納付期限	令和2年11月2日(月)
令和3年2月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	令和2年11月2日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	令和2年11月2日(月)

令和2年11月決算法人の第3四半期分、3年2月決算法人の半期分・第2四半期分、3年5月決算法人の第1四半期分

消費税の  
期限内納付を  
お願いいたします。

### \*会費納付ご請求のお知らせ\*

玉川法人会の会費納付ご請求は4月及び10月の2回となっております。  
10月22日(木) が口座引落日となりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ※ ご指定の金融機関により口座引落日は異なる場合がございます。
- ※ 年払いの会員様は4月のみお引き落としとなっております。

## 理事会・支部・部会・同好会 活動報告

### 令和元年度 第6回理事会（書面審議）

日時・場所 書面開催

今般全国的に発生拡散している新型コロナウイルスにより、多人数でのイベント・会合等の自粛要請を受け、3月19日に予定されていた第6回理事会は書面開催とし、書面審議の上決議しました。

下記に記載の4点の決議事項につき、資料をご確認いただき、賛否欄にご記入の上、各理事に返信をお願いしました。

審議事項

- 議案：1 令和2年度事業計画承認について
- 議案：2 令和2年度収支予算承認について
- 議案：3 第10回通常総会（定時社員総会）招集通知について

議案：4 事業変更届け（公益事業）

3月11日に配信し、書面にて審議しました標記理事会の決議状況につき締切り期日の3月19日に47名の理事全員から返信をいただいた結果、議案1. 2. 3. 4. いずれも、理事全員の賛成をいただき、承認可決となりました。

令和2年度事業計画

令和2年度収支予算

事業計画書等について承認を受けたことを証する書類（添付「第6回〈書面〉理事会議事録」）

以上3点を、東京都生活文化局都民生活部管理法人税法課（公益法人担当）に、令和2年度分報告として、提出いたしました。

### 令和2年度 第1回理事会（書面審議）

日時・場所 書面開催

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」を受け、令和2年度の第1回理事会は書面審議にて行いました。

審議事項を4月14日に配信して期日（締切日）となった4月20日には理事全員より返信がありました。

下記議案1. 2. 3. 4. いずれも、47理事全員の賛成をいただき、承認可決をしました。（書面による理事会は理事全員の承認が必要）

- 1. 令和元年度事業報告承認について
- 2. 令和2年度収支決算承認について
- 3. 新任役員選任の件について
- 4. 第10回通常総会招集通知内容変更について

### 令和2年度 第2回理事会

日時 7月15日(水) 15:00～17:00

場所 玉川区民会館 二子玉川仮設庁舎集会室

参加数 29名

次第

- 1. 会長（代表理事）より業務遂行状況の報告
- 2. 税務署長挨拶
- 3. 玉川税務署新任幹部紹介
- 4. 新任理事紹介



## 5. 報告事項

- (1) 支部・部会の事業計画・予算執行計画進捗状況及び見直し
- (2) 新型コロナウイルスによる、各部門事業中止等の報告
- (3) 令和2年度入退会状況
- (4) 業務執行理事から業務遂行状況の報告（書面による報告）
- (5) その他

## 6. 審議事項

- (1) 委員会委員の変更
- (2) 事業内容変更届

## (3) 「税を考える週間講演会」開催場所について



## 第1支部

### 女性部会幹事会

日時 3月19日(木) 12:00～  
場所 レンタルスペース奥沢☆きらり  
参加数 8名

新入会員の「レンタルスペース奥沢☆きらり」で支部女性部会幹事会を開催しました。10名のうち2名欠席で、1名は仕事の関係で遅れてきました。

新型コロナウイルスの為、開催の可否を心配していましたが、皆さん元気いっぱい楽しいおしゃべりから始まりました。

今年度の支部行事の反省を行い、続いて来年度の行事予定の話し合いで、これまで毎年開催していた奥沢音楽祭は（コロナとは関係なく）中止の決定がきました。来年度は七夕祭りへの参加が決

まり、その打合せと新会員勧誘についての話が出ました。

最後にケーキとコーヒーで料理のレシピまで話が広がり、コロナのストレスも少し解消ができました。

(第1支部 松野 京子)



## 第2支部

### 第2回 女性のための交流会 「初めてのマインドフル瞑想」

日時 2月21日(金) 18:00～20:00  
場所 城南信用金庫 奥沢支店 会議室  
参加数 16名

株式会社イ・デ・ヤの井出直美さんを講師に、女性のための交流会「今、ここ」に意識を置くための『心の筋トレ』マインドフルネス瞑想を開催いたしました。自然な呼吸に意識をおき、呼吸を感じて何も考えない。私たちの脳は常に休みなく何かを考えていることを改めて感じました。





瞑想を続けることで心の『間』ができ、ストレス健康に役立ちます。

新型コロナウイルス感染の拡大防止の為、マスク着用で行いました。

(第2支部 女性部会班長 白川 みち子)



## 第7・9・12支部

### 第7・9・12支部合同セミナー

日時 2月18日(火) 17:00～  
場所 城南信用金庫 瀬田支店  
参加数 28名

今回の支部合同セミナーは「失敗しない相続対策事例・来る将来に備えて」というテーマでした。財産・事業承継のコンサルティングを専門とする(株)青山財産ネットワークス様より2名の講師をお迎えして、お話していただきました。

相続・事業承継を成功させるノウハウの書籍は多々ありますが、理解しにくいメリットの部分や留意点など、具体例を交え総合的な観点からの説明で、1時間半の時間では足りないくらい興味ある内容でした。

ひとりひとり、資産・後継者の問題など考える

良い機会になったと思います。

少し心が軽くなり、迎いの送迎バスに乗り用賀の「木曽路」に移り、第2部は楽しい会食となりました。

(第12支部 鈴木 芳昭)



## 女性部会

### 「税に関する絵はがきコンクール」スケジュール 第3回女性部会役員会

日時 6月8日(月) 12:00～13:00  
場所 マヨルカ  
参加数 3名

新型コロナの影響で、女性部会の活動も大きな影響を受け、4月の緊急事態宣言以後、役員も顔を合わせることができず、メールでやりとりをする状態となりました。そんな中、この日は法人会

の通常総会の後、久々に役員会を開くことができました。席上、女性部会の大事な事業である「税に関する絵はがきコンクール」は、小学校の休校が続く、児童や先生方も例年のように動けないだろうということで中止もやむなしと判断しました。

そこで税務署の担当の方や法人会々長とも相談の上、学校に挨拶に伺ってその旨お話しして、来年のお願いをしようということになりました。

\*\*\*\*\*

### 学校回り

日時 6月23日(火) 10:00～17:00  
場所 玉川税務署管内 世田谷区立小学校

参加数 4名(松野女性部会長、田村副部会長、橋本副部会長、上田青年部会長)

玉川税務署管内の小学校、17校を尋ねて挨拶

をしたところ、嬉しいことに校長先生も担当の先生も「毎年やっていることですから、ぜひ」と激励して下さい、今年も頑張って「税に関する絵はがきコンクール」に参加したいと言って下さいました。

17校目を出るときは、もう夕方になっていましたが、期待されていると知って私たちの気持ちも軽くなった次第です。

結果、今年も10校が参加してくれることとなりました。

\*\*\*\*\*

### 第1回 税に関する絵はがきコンクール実行委員会

日時 6月30日(火) 13:30~15:00  
場所 ボランティアビューロー会議室

参加数 6名

例年より1か月以上遅れて実行委員会のスター

トとなりました。

さまざまな制限がある中、児童たちに例年以上に頑張ってもらえるようにと、大急ぎで、チラシや応募用紙をデザインしました。

デザイン担当の皆さん、ありがとうございました。

\*\*\*\*\*

### 応募用紙発送

日時 7月16日(木) 13:00~16:00  
場所 ボランティアビューロー会議室  
参加数 13名

いよいよ発送の作業。3密を避けて、皆さんにお集まりいただきました。皆さま頑張って下さって、予定時間より早く、無事発送することができ

ました。

暑い中、マスク着用での奮闘も、いつか笑って話せる思い出になることでしょう。有り難うございました。

そして、児童の皆さんが、いつもと違う環境の中で、いつも以上の力をふるって楽しい絵をかくてくれることを、願わずにはられません。

## 釣り同好会

### 釣り同好会

日時 3月1日(日) 4:00~  
場所 千葉県旭市「飯岡漁港」  
参加数 11名

今回の釣り同好会は、ヒラメ釣りを千葉県旭市の飯岡漁港で開催いたしました。朝4時集合で、出船は5時半ごろでした。釣りは自動車で現地集合し、船に乗って均等に離れて座るので、新型コロナウイルスの感染の心配が少ないと判断し、予定通り開催しました。参加者は11名、トップは4枚が2名です。前回坊主だった中山豪夫さん、今回は3枚釣ってリベンジし、最高の気分だったのではないのでしょうか。(写真：1枚は2kgありました)。最終の釣果は船中25枚ほど上がりました。しかし、今回も坊主が出てしまいました。鈴木準之助さんは席のせいだと、鍋島増男さん他3名、計5人の坊主を出してしまいました。左の「おおとも」から3人なのですが「おおとも」とは船の後ろを言います。「みよし」とは船の先端

を言います。右側はみよしより、それぞれ3、4、3、0、1、0、4、0枚でした。左側はおおともより2、0、0枚でした。1kg以下は「ソゲ」と言って「ヒラメ」とは呼んでくれません！また釣りをしたいと思いますので、皆様の参加お待ちしております。楽しいですよ！！

(釣り同好会 幹事 丸山 正高)



大物3枚 ご機嫌の中山さん

## 新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

### 第2支部

会社名：おたからや奥沢店  
代表者：江本 忠雄（エモト タダオ）  
会社所在地：世田谷区奥沢5-14-31  
電話/FAX：03-5726-9648／03-5726-9649  
E-mail：okusawa@otakaraya.jp

U R L：http://okusawa.otakaraya.net

業 種：買取専門業

「おたからや」奥沢店でございます。  
貴金属、切手、古銭、勲章、刀剣、ブランド品、骨董品等々全てお買取り致します。  
よろしく願い申し上げます。

### 第4支部

会社名：ビジネスメイク研究所  
代表者：大澤 典子（オオサワ ノリコ）  
会社所在地：世田谷区中町2-9-20 リシェ等々力202  
電話/FAX：090-1602-4230／03-3704-8329  
E-mail：bmlyoyaku@yahoo.co.jp  
U R L：http://businessml.info/  
業 種：講師  
事業内容：講演・講座の講師およびプロデュース  
社会人や学生向けに、ビジネスコミュニケーションをお伝えしています。  
女性向けには、メイクアップのデモンストレーションを含む内容が好評です。

※集客イベント・社員研修・起業家のプレゼンテーションスキル向上など、リクエストに合わせて講演・講座をお作りいたします。



### 第7支部

会社名：株式会社デコラ  
代表者：小沼 景（コヌマ ケイ）  
会社所在地：世田谷区瀬田5-1-15-201  
電話/FAX：03-6411-7323／03-5797-9182  
E-mail：info@decora.co.jp

U R L：http://decora.co.jp

業 種：リフォーム、ホームステージング

事業内容：女性スタッフを中央に活動しているリフォーム、ホームステージングの会社です。

リフォーム、インテリア、家具等のお困りごとは何なりとご相談下さい。

### 第7支部

会社名：旭防災設備株式会社  
代表者：小池 一男（コイケ カズオ）  
会社所在地：世田谷区瀬田1-22-19  
電話/FAX：03-5717-9119／03-5717-9065  
U R L：http://www.asahi-bs.co.jp  
業 種：消防設備の設計・施工・保守、建築物調査

事業内容：旭防災設備株式会社は、世田谷区代田で創業し、2016年に瀬田に移転してまいりました。

民間や官公庁の多様なビル、共同住宅、病院、学校等の『消防設備の設計・施工・保守』、建築設備、外壁調査等の『建築物調査』を行っています。

また、消火器具、住宅用火災警報器等各種防災機器の販売や廃消火器のリサイクル窓口も行っていきます。

安全で安心な地域となるように貢献していきたいと思います。



## — 税務署からのお知らせ —

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

# 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

**収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

## 特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

- ② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



令和2年6月

## まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30~17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

## 猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

### ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

## 税務署において所定の審査を迅速に行います

### 猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

## その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

## 9月広報予定事項短縮版

### ①9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

9月30日（水）までに、6月にお送りした納付書でお納めください。口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、6月よりスマートフォン決済アプリでも納付できるようになりましたので、ぜひご利用ください。 詳細は、HPへ。 問：所管の都税事務所

### ②小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します（個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る。）。減免を受けるためには、申請が必要です。

\*未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、減免手続きのご案内を送付します。

問：土地が所在する区にある都税事務所

### ③耐震化のための建替え又は改修を行った住宅（一定の要件を満たすもの）に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

減免の期間と額は、下記のとおり

- ・建替え：新築後新たに課税される年度から3年度分について全額減免（居住部分に限る。）。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なる。
- ・改修：改修工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで耐震減額適用後の税額を全額減免。

減免を受けるには申請が必要です。詳細は、HP または下記問合せ先へ。

問：住宅が所在する区にある都税事務所

### ④災害等により甚大な被害を受けた方に対する都税の減免や納税の猶予の制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のものを、被災の程度等によって減免（軽減または免除）する制度があります（納税を猶予する制度もあります。）。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

問：所管の都税事務所

### ⑤中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

詳細は、主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

問：○中小企業者向け省エネ促進税制について

所管都税事務所の各税目担当班

主税局課税部（法人）03(5388)2963



主税局課税部（個人）03(5388)2969  
○地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について  
クール・ネット東京 03(5990)5091

### ⑥大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更します。

詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

### ⑦都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1～2週間以内に納税証明書を申請する場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え（受付印のあるもの）（※②は申告税目のみ）の両方を、お近くの都税事務所等の窓口までお持ちください。

問：各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

### ⑧eLTAX電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeLTAX電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来ます。

さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はeLTAXホームページをご確認ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

### ⑨にせ都税職員にご注意ください！

都税事務所の職員を装って、個人情報を取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。相手の電話番号が**非通知表示**など、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、下記問合先までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

問：総務部総務課相談広報班 03(5388)2925

### ⑩都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。 [https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei\\_nouzei.html#L16](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

### ⑪自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

問：東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

ライフとワークに潤いを  
**e就業 Oasis**

オアジス

見やすく分かりやすい 勤怠管理システム



勤務報告は  
いつでも  
どこからでも



休暇の申請や  
残日数が  
わかりやすい



在宅ワークや  
フレックス勤務  
にも柔軟に対応

承認者・管理者が使っても「見やすく分かりやすい」



残業警告機能（アラート表示）で  
36協定違反や長時間労働を抑止



人事部門の業務効率アップ  
勤怠や休暇取得状況の把握も簡単に



会社の運用に合わせた柔軟な設定と  
充実したサポートで導入前も導入後も安心



お使いの給与ソフトとも  
簡単に連携

この他にも  
勤務管理に必要な  
基本機能が充実



《お問い合わせはこちら》

**Nds** 株式会社ニッポンダイナミックシステムズ  
 e-就業Oasis担当窓口

☎ 03-3439-2002 ✉ [solution@nds-tyo.co.jp](mailto:solution@nds-tyo.co.jp)  
 🌐 <https://www.nds-tyo.co.jp/e-oasis/>



リフォームから解体工事まで  
 お住まいの事なら何でもご相談ください!!



網戸1枚  
の交換から  
承ります!!

お問い合わせ  
お見積もりは  
お気軽に!!

☎ 03-6411-0477  
[www.kaisyu-koji.jp](http://www.kaisyu-koji.jp)



松浦土木株式会社 リフォーム事業部  
 〒157-0067 東京都世田谷区喜多見 5-3-2



# 広報委員会

## ホームページグループからのお知らせ

### 新型コロナウイルス感染症に関する支援策等を掲載中！

決算、助成金、補助金などの情報もご確認ください



- ① 給付金や助成金のことが、動画でわかりやすく
- ② 決算法人説明会での配布資料が、ダウンロード可能
- ③ 令和元年分、確定申告の対応について
- ④ 中小企業向けの各種支援策(都度更新中)
- ⑤ 国税の猶予制度について

広報委員会では、「たまでんBOARD」と「ホームページ」で情報の発信に努めています

各支部、部会より選出された委員の皆様との連携で下記を進めています。

- ・たまでんBOARDに掲載する内容の検討
- ・ホームページでのPR、表現の是非 など

これからもたまでんBOARDとホームページを通じて、新型コロナウイルス感染症に関する支援策等、お知らせしてまいります。

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索



優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きょう **共**



## 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

**TK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

